

入札参加者の遵守事項について

1 入札金額見積内訳書の提出について

一般競争入札に当たっては、入札書とともに入札金額見積内訳書を提出しなければなりません。また、それ以外の入札で入札金額見積内訳書の提出を求められた場合は、これを提出しなければなりません。

2 独占禁止法等関係法令の遵守について

- (1) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 請負者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 22 条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行ってはなりません。

3 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等の指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めなければなりません。特に下請代金の支払いについては、その不履行により下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいては手抜き工事や労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工が確保できない恐れがあることから、その確保と下請負人の利益保護を目的とした建設業法第 24 条の 3 の規定を遵守してください。
- (2) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めなければなりません。
- (3) 下請契約を締結したときは、下請負人通知書（別途指定の様式による。）を工事発注課に提出しなければなりません。
- (4) 本市発注の工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費積算に用いるための公共工事設計労務単価（2 省協定労務単価）等に基づく埼玉県単価表等により積算していることから、元請業者はこの点に十分留意し、労働者の適正な賃金の支払について配慮するよう努めなければなりません。

4 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければなりません。
- (2) 建設資材の納入に当たっては、できる限り市内の業者を選定するよう努めなければなりません。

5 労働災害の防止等について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請・下請が一体となって特段の注意を払わなければなりません。

6 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たっての工事資材等の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければなりません。

7 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たって、工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入を含む）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG 車等）又は埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年条例第 57 号）に適合するディーゼル車としなければなりません。

8 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等を使用してはなりません。

9 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けなければなりません。
- (2) 1件あたりの請負金額が600万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼り付けした建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別途指定の様式による。）を契約締結後1カ月以内に工事発注課に提出しなければなりません。また、1件あたりの請負金額が600万円未満の工事請負契約を締結した場合も、共済証紙の購入及び貼付の必要があることに十分留意しなければなりません。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対してこの制度を説明するとともに、下請業者に対し共済証紙を現物交付し、又は掛金相当額を下請代金中に算入するなどして、本制度の促進に努めなければなりません。
- (4) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を工事発注課に提出した請負者は請け負った工事が完成した時は、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（別途指定の様式による。）により、工事完成通知書とあわせて工事発注課に提出しなければなりません。
- (5) 工事請負契約を締結した業者は、建設業退職金共済事業本部都道府県支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図らなければなりません。

10 技術者及び現場代理人の適正な配置について

- (1) 建設業の許可を有する建設業者は、元請・下請の別なく、請負金額の大小に関係なく、工事を施工するときは、主任技術者を配置しなければなりません。
- (2) 元請業者が、特定建設業者であり、請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置しなければなりません。
- (3) 1件の請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。
- (4) 専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者でなければなりません。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければなりません。
- (5) 主任技術者又は監理技術者は、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。特に、元請負者の専任の主任技術者又は監理技術者においては、3か月以上の恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。

11 施工体制台帳の作成等について

- (1) 請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる元請業者は、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。また、作成した施工体制台帳の写しを工事発注課に提出しなければなりません。
- (2) 発注者から施工体制台帳の記載内容についての点検を受けるときは、それを拒んではなりません。

12 工事实績情報システム（CORINS）への登録について

- (1) 工事請負代金額500万円以上の契約を行う請負業者は、CORINSに工事实績データの登録を行う必要があります。
- (2) CORINSへの登録を行う場合は、「登録のための確認のお願い」を作成し、工事発注課へ提出し監督職員の確認を受け、「受注登録」は契約後10日以内に、「変更登録」は変更があった日から10日以内に、「竣工登録」は完成検査合格後10日以内に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請を行ってください。

13 工事現場へのコスト表示について

公共工事に対するコスト意識の向上と、公共工事の透明性を確保するため、請負代金額が500万円以上の工事は、全体事業費、単位（延長、面積等）当たり事業費の表示を工事概要説明版により、公衆の見やすい場所に設置しなければなりません。

14 経営事項審査の義務化等について

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。これに伴い、経営事項審査を受けていない業者は、蓮田市発注の工事を元請として請け負うことができなくなる場合がありますので、毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けてください。

15 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除について

- (1) 請負者は、工事の施工にあたり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければなりません。
- (2) 請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講じなければなりません。